



滋賀県自殺対策計画【概要版】

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、平成30年3月に滋賀県自殺対策計画を策定し、基本理念である「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現～」を目指し、各種施策に取り組んできました。

新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念等から、これまでの計画における成果と課題、社会環境の変化や国の動向、県民のニーズ等を踏まえ、自殺対策の一層の推進を図るための計画として改定します。

2 位置づけ

自殺対策基本法第13条第1項に基づく都道府県計画

3 対象期間

令和5年度(2023年度)～令和9年度(2027年度) (5年間)

III 自殺の現状と課題

1 自殺者数

- ・H30年、R元年、R2年は対前年比で増加
- ・女性の自殺者の割合が増加
- ・男性の自殺者は女性の2倍で推移

2 自殺死亡率

- ・R元年に16.2に増加し、R3年は15.4で全国平均より低い

3 年齢階層別自殺者数

- ・40代、50代は横ばいで多い傾向
- ・ここ数年、10歳代、20歳代は増加傾向

4 原因・動機別自殺者数

- ・H28年以降健康問題、家庭問題、経済・生活問題と続いていたがR3年は経済・生活問題が順位を上げた
- ・勤務問題が増加し健康問題は若干減少

5 自殺未遂歴の有無と自殺者数の推移

- ・自殺者の約2割が未遂歴あり
- ・未遂歴ありは女性の割合が多い

6 死因順位別にみた年齢階級別死因割合

- ・10歳～44歳の死因の1位が自殺

7 滋賀県政世論調査

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるストレスや不安が「ある」と答えた人 76.9%
- ・このころの健康に関連する相談窓口の認知度「知らない」と答えた人が25.0%

8 滋賀県における自殺対策の課題

(1)統計から見える課題

- ・新型コロナウイルスの影響を踏まえ、若年層や経済・生活問題、女性の自殺未遂者の対策により一層取り組むことが求められている。

(2)取組から見える課題

- ・全市町に自殺対策計画が策定され、自殺予防の啓発、ゲートキーパーの養成、相談窓口の設置、自殺未遂者支援の地域におけるネットワークづくりなどに取り組む。
- ・コロナ禍においては、対面や電話相談を拡充しているほか、「滋賀いのちの電話」などの団体支援の拡充、新たにSNSによる相談を開始するなど、様々な手法により相談体制の充実・強化してきた。
- ・新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念などが背景にあると考えられ、今後さらなる分析と、対策の強化が求められる。
- ・これまでの取組を基本に置きつつ、コロナ禍で増加した自殺者の分析を踏まえた対策の強化を行い、より一層、幅広い関連施策と自殺対策との連携強化にも取り組むことが必要

II 基本理念

誰も自殺に追い込まれることなく、
つながり支え合う滋賀の実現

IV 基本認識

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死
2. 年間自殺者数は減少傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症による社会経済状況の変化や長期的影響への懸念等もあり、予断を許さない状況

V 基本方針

1 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

- (1)様々な分野の生きる支援との連携を強化する
- (2)地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などと連携
- (3)精神保健医療福祉施策との連携
- (4)孤独・孤立対策との連携

2 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

- (1)対人支援・地域支援・制度の各レベルごとの対策を効果的に連動させる

3 生きることの包括的な支援として推進する

- (1)社会全体の自殺リスクを低下させる
- (2)生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす

4 啓発と実践をともに推進する

- (1)自殺は「誰にでも起こり得る危機」という認識を醸成する
- (2)自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組を推進する
- (3)社会全体で幼少期から自尊感情を高める取組を推進する

5 県、市町、関係団体、民間団体、企業および県民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

VII 推進体制等

1 推進体制

県自殺対策推進センターを核として、滋賀県自殺対策連絡協議会の構成団体等が相互に連携・協力を図りながら、自殺対策に資する取り組みを実施するとともに、市町自殺対策計画をもとに、市町の実情に応じた取組の推進を図る。

2 数値目標

最終的には誰も自殺に追い込まれることなく、つながり支え合いのある滋賀の実現を目指す。当面の目標としては、以下を設定する。

評価指標	現状値	目標値(R9)	備考
自殺死亡率	15.4 (R3)	12.2以下	人口動態統計
若年層(10～39歳)自殺者数	70人 (R3)	減少	人口動態統計
自殺未遂歴ありの自殺者数	49人 (R3)	減少	警察庁自殺統計
このころの健康に関する相談窓口の認知度	75% (R4)	増加	県政世論調査

3 施策の評価および管理

滋賀県自殺対策連絡協議会におけるPDCAサイクルによる実施・達成状況の把握と評価を行う。

VI 自殺対策の具体的取組

1. 子ども・若者の自殺対策をさらに推進する【重点項目】

- 子どもを取り巻く環境・支援の充実 (スクールカウンセラー等の配置、ヤングケアラーへの支援等)
- SOSの出し方に関する教育の推進(SOSの出し方教育 教職員の資質向上の研修等)
- いじめ等を苦にした子どもの自殺防止(24時間子供SOSダイヤルの実施等)
- SNSを活用した相談体制の充実(こころのサポートしが)

2. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ【重点項目】

- 救急医療機関と精神科医療機関との連携強化
- 自殺未遂者に対する支援体制の充実
- 自殺対策従事者等支援者へのこころのケアの推進

3. 勤務問題による自殺対策をさらに推進する

- ワーク・ライフ・バランスの推進
- 職場におけるメンタルヘルスにかかる啓発
- ハラスメント防止対策にかかる啓発
- 労働相談や失業者等に対する就労支援

4. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- かかりつけ医等によるこころの健康問題対応力向上による連携の促進
- 子ども・若者に対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
- 依存症者等に対する支援の充実

5. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループへの支援
- 学校等での事後対応の促進
- 遺族等に対する相談体制の充実

6. 災害時や感染症等により精神的負担を抱えている方への支援を充実する

- 大規模災害における被災者のこころのケアの推進
- 新型コロナウイルス感染症の感染者等に対するこころのケアの推進

7. 女性の自殺対策をさらに推進する

- 女性に対する支援の充実
- 妊産婦への支援の充実

8. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報のわかりやすい発信
- 多重債務の相談窓口の充実
- 経営者に対する相談事業の実施
- SNSを活用した相談支援窓口情報の発信
- 性的マイノリティへの支援の充実
- インターネット上の自殺予告事案への対応
- インターネット上の人権侵害への対応
- 困りごとを抱える人への総合的な対応の推進(孤独・孤立対策)
- 報道機関に対する周知

9. こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進する

- 地域および職場におけるこころの健康づくり
- 学校におけるこころの健康づくり
- 自殺対策従事者等支援者へのこころのケア

10. 県民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防に関する啓発事業
- 児童生徒の自殺予防に資する教育

11. 自殺対策に係る人材の確保、養成および資質の向上を図る

- 教職員に対する啓発等の実施
- 地域における指導的人材養成の実施
- 地域の様々な分野での人材養成の実施
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上

12. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する【重点項目】

- 実態を解明するための調査の実施
- 情報収集・分析・提供等の充実
- CDR(予防のための子どもの死亡検証)との連携

13. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の電話相談事業に対する支援(いのちの電話相談員養成事業への支援)
- 職能団体の研修活動に対する支援

14. 市町や圏域における実践的な取組を支援する

- 県自殺対策推進センターによる市町計画改定支援
- 自殺未遂者支援を入口とした支援連携体制の確保